

広報 ひこね



金亀児童公園前に架かる仮橋から彦根城表門に至る通路

2002
5/15

「さしすせそ運動」の成果	2
彦根市の行政改革・昨年度の取組報告	
はーとふるメッセージ2001 第5回	4
『わたしと人権』 特選作品紹介	
イウカさんの OLÁ, HIKONE! 第10回	5
国民健康保険・老人医療・介護保険	
入院(入所)時の負担額の減額制度	6
出場者を募集 カロム日本選手権大会	9
春の文化祭行事【6月分】	11
こちら健康情報局 第11回	12
個別予防接種のお知らせ	13

「さしすせそ運動」の成果

彦根市の行政改革・昨年度の取組報告

市では、市民の皆さんが今まで以上に住みよいまち「ひこね」を実感できるように市政運営を目指しています。

そのために、市民と行政の適正な役割分担とパートナーシップを構築していくことと、彦根市行政改革大綱「さしすせそ運動」を策定しました。この大綱は、平成17年度までの5年間を取組期間とするものです。

- さ…サービスの向上
- し…市民参画の推進
- す…スクラップ・アンド・ビルド
- せ…成果重視の市政運営
- そ…総合的な市政運営

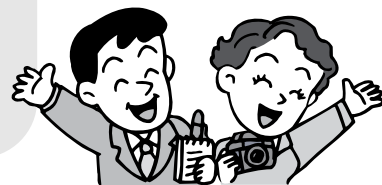
初年度にあたる同13年度には、自己決定・自己責任の行財政システムへの転換を図って、さまざまな改革を推進しました。その取組結果について、概要を報告します。



サービスの向上

市民サービスの向上を図るため、市民と行政の役割分担を明確にしながら効率的な市政運営に努めました。

- 市民の皆さんからの要望などに効率的に対応できるよう、「彦根市広聴処理システム」を稼働させました。
 - 各種高齢者福祉サービス利用申請書を市内5か所の在宅介護支援センターでも申請できるようになりました。
 - 市民課での申請手続きの簡略化を進めるため、申請用紙の改善を検討しました。平成14年6月から使用できる予定です。
 - サービスの受益と負担の公平の確保、公正さ、透明性の向上を図るため、使用料・手数料などの見直しを行いました。
 - 粗大ごみ収集運搬料、特定家庭用機器（冷蔵庫、エアコン、テレビ、洗濯機）収集運搬料の設定、下水道使用料の改定を行いました。
 - 市民と行政の役割分担、行政の関与のあり方の見直しを基本に、各種事務事業の点検を行い、補助金を次のように見直しました。
- | | | |
|-----------|-----|-------------|
| ・廃止したもの | 16件 | 約4,588万円減 |
| ・縮小したもの | 20件 | 約3,006万円減 |
| ・拡充したもの | 10件 | 約1,246万円増 |
| ・統合したもの | 5件 | 約1,729万円減 |
| ・新設したもの | 36件 | 約2億2,640万円増 |
| ・終期設定したもの | 4件 | 約39万円減 |



市民参画の推進

情報の公開を通して情報の共有化を図るなど市民参加を促し、市民が主役のまちづくりを実践しました。

- 積極的に情報提供するため、平成14年4月1日から「彦根市ホームページ」(<http://www.city.hikone.shiga.jp>)を開設しました。
- 各種審議会などについて、公募委員の参画や入会議の公開を進めました。
- ・彦根市立病院跡地利用検討委員会
- ・彦根市情報化基本計画策定懇話会
- ・湖東地域市町合併研究会 など
- 「男女共同参画を推進する彦根市条例」について、市民から意見を募集しました。
- 市民の自主的活動を支援し、「住民自治」意識の高揚を図るため、NPO（注）などの活動拠点の整備を行いました。また、地域コミュニティ活動の推進を図るため、自治会が自主的に行う防犯パトロールや通学路・公園などの安全点検を行う事業に対し補助することとしました。

注 NPO (Non-Profit Organization) 非営利民間組織のこと。環境保全、福祉、まちづくり、国際協力などさまざまな分野において営利を目的としない社会貢献活動を行う団体

スクラップ・アンド・ビルド^(注1)

縮減という視点だけでなく、新たな行政需要に的確に対応し、時代を先取りするよう努めました。

- 職員の政策形成・企画立案能力を向上させるための研修を行いました。
- 財政運営の健全化を図るため、各種使用料や市税の滞納者に対し、差し押さえなどの法的な措置を含めて、厳しい対応を進めました。
- 市民会館ホールを平成14年9月末に廃止することとし、練習用舞台の改装や市民ギャラリーの設置などの活用を図りました。
- 専門的、反復的な業務の点検と民間活力の導入を検討し、老人ホームの介護宿直業務、動く図書館「たちばな号」の運行管理業務、汚水処理設備業務などを民間に委託しました。
- PFI（注2）の手法を検討するため、職員向け研修会を行い知識を蓄積しました。

注1 スクラップ・アンド・ビルド 古い組織や制度の解体や廃棄（スクラップ）と、新しい組織や制度の建設（ビルド）を同時に行うこと

注2 PFI (Private Finance Initiative) 民間の資金や経営能力、技術力を活用して公共施設などの建設・維持管理、運営などを行い、社会資本整備を進めようとする手法



成果重視の市政運営

事務事業の執行にあたっては、常に目標値を持ち、目標達成のために事務事業評価を実施しました。

- 事業の目的や目標を明確にし、その達成度から事業を評価するため、事務事業評価システムの活用を進めました。また、事務事業の透明性の確保と説明責任を果たすため、評価表の公表を検討しました。夏ごろには、一部の評価表を公表することになっています。
- 施策の評価や第三者による評価についても、他市の状況について研究を進めました。



総合的な市政運営

機能性や効率性の高い事務事業の執行を図るため、組織力を高めるとともに、計画的、一体的な取組を進めました。

- 総合的・機能的な体制整備を図るため、次のように組織機構を見直しました。
- ・情報政策課、区画整理課、児童家庭課の新設
- ・公園緑地課、広報課の廃止
- ・企画課、区画整理課、契約監理室の係制の廃止
- 弾力的、効果的な市政運営に努めるため、事務分掌を見直し、県から移譲された事務について、適正に執行を進めました。
- 公共工事の効率化を進めるため、工事費の8%削減を目標に、組織を横断して取り組みました。目標以上の結果となる見込みです。
- 本年9月に環境マネジメントシステムISO14001（注）の認証取得を目指すことを昨年10月に宣言し、取組を進めています。
- 他団体との人的交流を進め、職員に専門的知識を習得させるため、自治体国際化協会や姉妹都市へ職員を派遣しました。

注 環境マネジメントシステム 環境を良好に維持し、継続的に改善していくための「しくみ」。環境に配慮する仕事の手順がISO（国際標準化機構）14001として規格化されています。

行政改革に関する問い合わせ先

市総務課 ☎221411番内線447番 FAX ☎221398番



(olá[オラ]=ポルトガル語で「こんにちは」)

第10回 サッカー！

彦根の皆さん、こんにちは！
暖かくなったと思ったら、もう初夏の足音が聞こえるようになりました。新緑が目気持ちいい季節です。彦根のまちは、四季折々に美しい姿を見せてくれるので、今度はどんな発見ができるか、とても楽しみです。

◆「サッカー」と「フットボール」

さて、もうすぐ4年に1度の国際的なスポーツイベント、サッカーのワールドカップが開催されますね。今回は、ブラジルの人たちが大好きなスポーツ、サッカーについて話したいと思います。

サッカーの原型は、イギリス諸島で生まれました。8世紀から19世紀までは、イギリスのいろいろな地方で、それぞれ違ったルールで盛んに行われていました。1863年に標準的なルールが決められましたが、その時に、ボールをもっぱら足で蹴る「フットボール」と、手に持って走ることもできる「ラグビー」に枝分かれしたと言われています。この「フットボール」が日本で言う「サッカー」です。



手に持って走る「フットボール」の盛んなアメリカなど、「サッカー」という言葉を使う国はごく一部です。世界の多くの国では、日本で言う「サッカー」は「フットボール」と表現します。

◆ブラジル人の「民族文化」？

「ブラジルはサッカーの国だ」とよく言われます。100か国以上からの移民がいて、多様な文化を持つブラジルですが、サッカーに対する情熱だけはみんなの共通点です。ブラジルといえばサンバやカーニバルも世界的に有名ですが、サッカーは国中のどこへ行っても、一年中見ることができます。バレーボールやバスケットボールなども人気があるし、自動車レースのF1やテニスのランキングではブラジル人がトップになったこともあります（F1ではセナ、男子テニスではケルテン）が、「国民的スポーツ」といえば、やっぱりサッカーです（日本の「国民的スポーツ」が野球であるように）。

サッカーはブラジルの人にとって、もっとも身近なスポーツです。男の人たちは、休みの日になると友達、親戚、

近所の人などでチームを作り、サッカーの試合を楽しみます。試合が終わると、家族もいっしょになってバーベキューをします。ほとんどのブラジル人はだれとでもすぐ友達になるので、サッカーの試合をするたびに、どんどん友達が増えていきます。

ブラジルの男の子たちは、小さなころからサッカーをして育ちます。地域のクラブ・チームに入って練習する子どももありますが、経済的に恵まれない子どもも、公園や道路など、ちょっと広い場所があればどこでもサッカーをしています。ボールがなくても、靴下を丸めたものや、ビールの王冠、マッチの箱など、なんでもボールの代わりにしてしまします。「ブラジル民族」という民族は存在しませんが、サッカーはまるで民族文化になっているかのようです。

◆ブラジルの誇り

ブラジルのナショナル・チームは世界的に有名です。ワールドカップでは4回優勝していて、歴史に名を残す、すばらしい選手を何人も出しています。そうしたことは、ブラジル人にとってとても大切なことです。南米最大の経済力や、豊かな自然と文化、豊富な天然資源などブラジルに良いところはたくさんありますが、何と言っても「サッカーが強いこと」がブラジル人の自慢です。「サッカーがそれほど好きでない」というブラジル人もいますが、そんな人でも、ナショナル・チームの試合になるととても熱心に応援し、勝つと大喜びします。サッカーは、ブラジル人のアイデンティティの一部なのです。

今度のワールドカップでは、何億人ものサッカーファンが日本と韓国に注目します。世界中の人たちといっしょにサッカーを楽しみましょう！
フェアプレーでque vença o melhor!（がんばれ！）

ポルトガル語・最初の一步

Você gosta de . . . ?
（あなたは . . . が好きですか？）

Vocêは「あなた」、gostaは「好き」。文の最後を上げるように発音すると、疑問の意味になります。 . . . のところに下の単語を当てはめて練習してみてください。

Futebol (サッカー) música (音楽)
esporte (スポーツ) viajar (旅行)

それでは皆さん、Tchau, até o mês que vem!（さよなら、また来月）
（彦根市国際交流員 上甲イウカ）

作文・中学生の部



布川彩加さん
（東中学校2年）

心と心のふれあいについて

夏休みに、私は、母の勤務先の夏祭りに出かけました。母は京都の福祉施設で、障がい者のリハビリを行う仕事をしてます。障がい者の人たちの集まった夏祭りには、多くのボランティアたちが、食事や移動の介助をテキパキと行っていました。五十人程度の障がい者に対し、百人以上のボランティアが参加し、また、地域の人たちがバザ

ーや食事を楽しんでいました。私は、その施設の障がいのある一人の女性と、以前から文通をしていました。母がその場で、その女性に親しく声をかけると、その人は初対面というのにもかかわらず、笑顔で私に話しかけてくれました。それまでワイプロで書かれた手紙からは、私は彼女の話す言葉やからだの障がいの程度は、まったく想像できませんでした。彼女は車イスに乗り、言葉が不自由なため、全身を緊張させて、しぼり出すように声を出しました。何を話しているのか、私にはわかりませんでした。私はあせりました。会話が成り立たないからです。彼女の言葉が聞きとれないため、顔の表情から何を言おうとしているのか、私は必死に読みとろうとしました。ところが、突然、彼女の思いが、言葉からではなく、直接、私の心に伝わってきたような気がしたのです。

彼女は、私と会えて、とてもうれしく思っているようでした。そのとき、私も、彼女と会えたことを心からうれしく思っていました。実際に、彼女が何を言っているのか、ほとんど理解できなかったのに、言葉を交わす普通の会話より、彼女の気持ちがつすぐに私の心に届き、私は深く感動しました。握手をして別れましたが、そのあたたかい感触と笑顔は今でも忘れられません。その日のことは、私にとって、心と心のふれあいということを考えさせられる貴重な体験となりました。私は、夏祭りでの体験を通して、次のように考えるようになりました。人と人は相手の存在を尊重し、思いやる心があれば、たとえ言葉が通じなくても、その気持ちは相手に届き、あたたかい関係が築けるのではないかと。言葉を超えたまっすぐな思いは、必ず相手に強く伝わり、

ポスター・小学生の部



大橋香苗さん
（亀山小学校5年）



思います。たしかに会話によって、人は互いの気持ちを早く簡単に理解することが出来ます。しかし、言葉は心と心がふれあううえで、絶対に必要なものではないのかもしれない。このように考えれば、たとえばまったく言葉を理解できない外国に一人で暮らすようになって、なんとかわかっていけそうな気がします。人はさまざまな人とふれあいがら生きていきます。この今という時に、地球上のあらゆる場所、いろんな人とふれあいがら生きていく。そして人だけではなく、動物や植物、また、季節の風、川のせせらぎからも

選評
母の勤務先の福祉施設で障がいのある人たちとの交流を通して、その初対面の様子を感動をもって描いています。言葉は不自由でも懸命に心と心を通じ合おうとする相手の表情から、人は「言葉を超えたまっすぐな思い」と確信したことが素直に表現されています。「言葉を超えた地球のメッセージを聞きとる姿勢、いいですね。」

言葉を超えたメッセージを聞きとる心を持ちたい。そういう姿勢でこの二十一世紀を私は歩いていきたいです。

申込・問い合わせ先 市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

補助金額 年間10万円(限度額)
申込方法 「事業計画協議書」を市役所3階 企画課(市役所3階)へ提出してください。用紙は、同課、市役所1階受付・支所・各出張所にあります。
申込期限 5月31日(金)

※補助対象事業は、継続した2年間実施していただきます。
補助対象となる事業
・取組の中核となる推進員
・設置(1年目必須)
・地域の課題と取組方針の決定(1年目必須)
・取組宣言の策定(2年目必須)
・住民学習会の実施
・地域の慣習、慣行、制度などの見直し
・啓発広報紙の発行 など

募集数 2地域
募集対象 市内の自治会、町内会または区などの地域住民で構成する住民組織
市では、男女共同参画による新しい地域自治の創造を目指す地域ぐるみの実践活動を推進し、地域の状況に応じた多彩な男女共同参画実践活動をしていくとする地域(自治会など)を募集します。

「男女共同参画実践モデル地域」モデル地域に補助金を交付
募集します



「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番



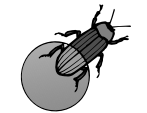
「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番



国民健康保険
老人医療
介護保険

入院(入所)時の負担額の減額制度をご存知ですか



表1 入院時の食事療養に係る標準負担額一覧

区	分	1日当たり標準負担額
A	一般(B、Cのいずれにも該当しない人)	780円
B	住民税非課税世帯などに属する人(Cに該当する人は除く)	(B1) 過去1年の入院期間が90日までの人(長期非該当者) 650円 (B2) 過去1年の入院期間が90日を超える人(長期該当者) 500円
C	住民税非課税世帯などに属する老齢福祉年金受給者	300円

表2 入所(入院)時の食事代の標準負担額一覧

区	分	1日当たり標準負担額
A	一般(B、Cのいずれにも該当しない人)	780円
B	住民税非課税世帯に属する人(Cに該当する人は除く)	500円
C	生活保護の受給者 住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者	300円

表3 入院時一部負担金の額の月額上限一覧

老人医療受給対象者の分類	月額上限
A 一般の老人医療受給対象者(B、C、Dのいずれにも該当しない人)	37,200円
B 特定疾病に係る認定を受けた老人医療受給対象者	10,000円
C 住民税非課税世帯などに属する老人医療受給対象者(Dに該当する人は除く)	24,600円
D 住民税非課税世帯などに属する老齢福祉年金受給者	15,000円

それぞれの表中、Aに該当する人は手続きは必要ありません。

①食事代の負担額を減額します(国保・老人医療)

国民健康保険に加入している人や、老人保健法の適用を受けている人で、住民税非課税世帯などの人が入院した場合に、食事代の標準負担額を減額する制度です。(表1のとおり)

②食事代の負担額を減額します(介護保険)

住民税非課税世帯の人が介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設)に長期入所(入院)している場合、食事代の標準負担額を減額する制度です。(表2のとおり)

③入院時一部負担金を減額します(老人医療)

老人保健法の適用を受けている人で、住民税非課税世帯などの人が入院した場合に、入院時一部負担金を減額する制度です。(表3のとおり)

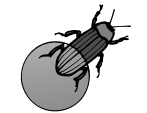


減額を受けるには申請手続きが必要です

現在入院(入所)中で、これらの制度の認定手続きをしていない人や、①の「長期該当者(B2)」になった人は申請してください。

また、現在すでにこれらの減額制度を利用している人は、有効期限が5月31日(金)までとなっており、6月以降も減額の継続を希望する場合は、再度申請の手続きが必要です。

ホタルの観察会



「健康食品とのじょうずなつきあい方」
市役所3階 企画課 ☎22-1411(内線417)
522-8501 ☎22-1411(内線417)
361番 FAX 22-1398番

第15回 カロム日本選手権大会

カロム・ホームページ
http://www.biwako.ne.jp/~carom

日 時 6月23日(日) 9:00～17:00
会 場 市民体育センター

申込方法 大会チラシの郵便振替用紙により郵便局から入金または日本カロム協会事務局(商工会議所3階・彦根青年会議所事務局内)に参加費を持参して申し込んでください。(大会チラシは同事務局、市内各小・中学校、各地区公民館にあります。)
※ダブルスも個人単位の申し込みが必要ですのでご注意ください。

申込期間 5月15日(水)～6月10日(月)(クラスごとに定員になりしだい締め切ります。)

申込・問い合わせ先 日本カロム協会事務局(〒522-0063 中央町3-8 彦根青年会議所内) ☎22-7522、FAX22-9018

競技種目(クラス)
シングルス A:ジュニア①(小学校3年生以下)
B:ジュニア②(小学校4～6年生)
C:一般(中学生以上)
ダブルス D:ジュニア(小学生以下のペア)
E:親子(小学生以下と中学生以上のペア)
F:一般(中学生以上のペア)

クラス		定 員	(年齢区分)	参 加 費	
				一 般	日本カロム協会会員
シングルス	A	60人	—	600円	400円
	B	60人	—	600円	400円
	C	192人	—	1,000円	800円
ダブルス	D	60チーム	—	600円	400円
	E	60チーム	(小学生以下) (中学生以上)	600円 1,000円	400円 800円
	F	96チーム	—	1,000円	800円

クラス別定員・参加費



※シングルス・ダブルス両方に参加する人は小学生以下200円引き(日本カロム協会会員は100円引き)、中学生以上500円引き(同400円引き)となります。

区分	番号	コ ー ス 名
マネジメント	1	管理者のための課題形成力
	2	職場の課題形成と目標設定
	3	ザ・仕事プロ
	4	新入社員のためのビジネス入門
	5	マネジャーのためのリスク・マネジメント入門
	6	プロジェクト・マネジメント入門
	7	創造的職場革新のためのOJT
	8	OJTリーダーのための育てて伸びるビジネスコーチング
営業・販売	9	戦略シナリオを描く・統合市場戦略
	10	新・マーケティング基本
	11	戦略的営業(マネジャー)
	12	戦略的営業(中堅)
	13	戦略的営業(基本)
	14	新・物流管理
	15	販売士検定3級
	16	営業力強化入門「営業がわかる」
生産・技術	17	新・実践QC
	18	よくわかるISO9000基本
	19	ケースでチャレンジ生産現場のリーダー
	20	製造VE
実務・教養	21	創造性開発実践
	22	企画力開発
	23	数字に強いビジネスパーソン養成
	24	簿記で学ぶ会社数字
	25	ビデオで学ぶ手話入門講座
	26	対人能力養成基礎
	27	正しい“ことばづかい”
	28	使える!金融商品の基礎知識
	29	インターネット活用
資格取得	30	日商簿記検定2級受験
	31	日商簿記検定3級受験
	32	危険物取扱者(乙種4類)受験
	33	色彩検定受験3級
	34	ケアマネジャー受験
	35	福祉住環境コーディネーター3級

市では、中小企業の人材育成を積極的に推進するため、次のとおり人材育成通信教育研修を実施します。
対象 市内の中小企業の事業所に在勤の人
受講方法 事業所の研修制度として受講する団体研修で、受講者数は1事業所につき5人を限度とします。
受講コース 左の35コースのほか、より専門性の高いビジネス・キャリアコースもあります。
開講日 7月1日(月)
受講料 8,400円～26,250円(修了者には、受講料の2分の1の金額を15,000円を限度として市が助成します。)
定員 50人(定員になりしだい締め切ります。)
申込期間 5月15日(水)～同31日(金)
申込・問い合わせ先 市商工課 ☎22-1411 番内線328番、FAX 22-1398番

7月1日から利用できます

荒神山公園グラウンドゴルフ場

利用開始	7月1日(月)から(予約受付も7月1日から)	
利 用 料		
(1コース [16ホール] につき)		
時 間 区 分	個人使用	団体使用
午前(6:00～12:00)	300円	6,000円
午後(12:00～17:00)	300円	6,000円

※個人、団体(20人以上)とも使用の90日前から荒神山公園管理事務所で予約を受け付けます。
(ただし、市外の個人、団体は40日前から受付)
※コースに空きがあれば、予約なしで利用できます。
(詳しい手続きは下記へお問い合わせください。)

問い合わせ先 市都市計画課公園緑地係 ☎22-1411(内線259) 荒神山公園管理事務所 ☎25-1599

〈趣旨〉淡海生涯カレッジは、公民館など日常的な学習から高校・大学での高度な学習までを組み合わせたシステムで「地域の大学」といえます。今年度の彦根校では「クリーンなまちづくり」をテーマに、歴史ある彦根のまちを見つめながら環境を考えます 〈期間〉土曜コースⅡ 6月22日(土)～11月30日(土)(毎週1

淡海生涯カレッジ彦根校

レディースバレーボール愛好者のつどい
〈日時〉6月30日(日)午前9時～
〈場所〉市民体育センター 〈参加資格〉市内に在住・在勤の25歳以上の女性で組織するチーム(県登録チーム、県登録選手は除く)
〈募集チーム数〉15チーム(先着順) 〈チーム編成〉9人制(監督、コーチ、マネージャー、選手合わせて15人以内) 〈参加費〉1チーム5,000円 〈申込期間〉6月1日(土)～同17日(月)(6月4日(火)・同11日(火)は除く) ※定数になりしだい締め切ります 〈申込方法〉参加費を添えて市民体育センター窓口へ ※電話による申し込みはできません 〈問い合わせ先〉市民体育センター ☎22-293番

「障害児サマーホリデーサービス」運営スタッフ、ボランティア
〈期間〉7月25日(木)～8月28日(休)のうち平日20日間 ※1日のみの参加も歓迎します 〈時間〉運営スタッフⅡ 午前9時～午後4時、ボランティアⅡ 午前9時30分～午後3時15分 〈場所〉障害

※大津校、草津校、長浜校のコースもあります。問い合わせは、県教育委員会生涯学習課 ☎0775384654番へ

回程度(定員30人)(応募者多数の場合は抽選) 〈学習場所〉南地区公民館、彦根工業高校、滋賀県立大学など 〈対象〉18歳以上(大学の単位を取得する場合、高校以上の学校を卒業している)で、前記学習場所へ通学できる人 〈受講料〉1,000円(教材費などは受講者負担です。また、大学の単位を取得する場合は別途費用が必要) 〈申込期限〉6月14日(金) 〈申込方法〉問い合わせ先はがきに住所、氏名、電話番号を書いて市教育委員会生涯学習課「淡海生涯カレッジ彦根校実行委員会」 〒5220001 尾末町1-38 ☎247971番 FAX 239190番へ ※詳しい募集要項は、同課(市民会館2階 および各地区公民館)にあります

お題は「町」「街」

平成15年歌会始

詠進歌の詠進要領
①お題を詠み込んだ自作・未発表の短歌で、1人1首とします。
②半紙(習字用の半紙)を使い、毛筆で自書してください。
③半紙を横長に使い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日、職業を縦書きで書いてください。
④病気または身体障害のため自書することができない場合は、代筆またはワープロやパソコンなど機器を用いて詠進することもできます。

の住所・氏名を書いて詠進歌に添えてください。
ワープロなどの場合 機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
※視覚障害の人は、点字による詠進もできます。
詠進の期限 9月30日(月)(当日消印有効郵便のあて先 〒100-8111宮内庁 ※封筒に「詠進歌」と書き添えてください。
※詠進歌は、小さく折って封入しても差し支えありません。
宮内庁ホームページ http://www.kunaicho.go.jp/12/12-03.html

販売開始

新修彦根市史 第六巻 史料編 近世一

『新修彦根市史』第2回配本です。
本書は、江戸時代の彦根藩を扱った初の本格的な史料集です。彦根藩の藩主、家臣団と家臣、藩政、彦根城について、井伊家や旧藩士の古文書を中心に590点の史料をよりすぐり、テーマ別に編年しました。
古文書の原本を解説しなければ知ることができなかった郷土の歴史を、活字で読むことができます。
本の体裁 A5判 縦型
本文970ページ
織物装 上製本
頒布価格 5,000円(税込)
販売開始 5月下旬
※彦根 明治の古地図 一 2,000円(税込) も好評発売中です。
問い合わせ先 市教育委員会 市史編さん室 ☎273544番、FAX 273554番

！！！！
催し物

行 事 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
和 紙 折 り 紙 教 室	5月19日(日) 13：30～	自 然 の 布 館 より ー な (河原二丁目)	テーマ：クレマチス（花） 講 師：野村和子さん 材料費：1,500円 持ち物：はさみ、定規、ボンド、竹べら 定 員：30人（先着順。あらかじめ電話でお申し込みください） 自然の布館よりーな ☎23-2035
炎症性腸疾患の患者向け 医 療 講 演 会	5月26日(日) 14：00～15：30	県立障害者福祉センター (草津市笠山八丁目)	テーマ：心と身体の健康についてーストレスとのつきあい方ー 講 師：滋賀医科大学精神医学講座 臨床心理士 岩満優美 (いわみつ ゆうみ) さん 参加費：無料 滋賀医科大学附属病院第二内科 ☎077-548-2217 (佐々木雅也医師)
楽しいおはなしの つ ど い	6月1日(出) 14：10～	市 立 図 書 館 ☎22-0649	内 容：紙 し ば い…パパちよっとまって パネルシアター…ぐるんぱのようちえん 参加費：無料 出 演：ひこね児童図書研究グループ
絵 本 を た の し む つ ど い	6月8日(出) 14：10～		内 容：ブックトーク…本の紹介をしながら絵本を読みます 参加費：無料 出 演：ひこね児童図書研究グループ
津 軽 三 味 線 鑑 賞 会	6月8日(出) 14：00～	自 然 の 布 館 より ー な (河原二丁目)	出 演：宮川秀雄さん（平田町） 入場料：無料 自然の布館よりーな ☎23-2035
彦 愛 犬 自 然 観 察 会	6月8日(出) 19：00～21：00	秦 莊 町 岩 倉 (秦莊町役場へ 18：50までに集合)	内 容：ホテルの観察 対 象：子どもから大人まで 持ち物：筆記用具、ハイキングのできる服装 参加費：100円（傷害保険料） 野鳥の森ビジターセンター ☎48-0121

春の
文化祭

主 催：彦根市・彦根市教育委員会・(勸)彦根市文化体育振興事業団
問 い 合 わ せ 先 団教育委員会生涯学習課 ☎24-7971
【6月の行事】

行	事	期 間	時 間	会 場
第38回	市 民 文 芸 講 座	6月1日(出)	9：15～12：00	ひこね市文化プラザ メッセホール
第 3 回	み ず ほ い け 花 展	6月1日(出)・2日(日)	10：00～17：00 (2日は16：00まで)	み ず ほ 文 化 セ ン タ ー
第10回	写 友 レ ン ゲ 写 真 展	6月2日(日)～9日(日)	9：00～16：30 (9日は16：00まで)	市 民 ギ ャ ラ リ ー
ひ こ ね 文 化 フ ェ ス タ 2 0 0 2		6月7日(金)～9日(日)	9：30～16：30	ひこね市文化プラザ エコーホール メッセホール棟
第54回	青 湖 会 展	6月12日(水)～16日(日)	9：30～16：30 (16日は16：00まで)	市 民 ギ ャ ラ リ ー
文化財講話	スライドによる「彦根城再見」	6月15日(出)	13：30～15：30	市 立 図 書 館
ロビーコンサート	「音楽劇 シンデレラ」	6月15日(出)	15：00～16：00	ひこね市文化プラザ メッセホール
第26回	洋 画 グ ル ー プ ト ワ ー ル 展	6月20日(水)～23日(日)	9：00～16：30 (23日は16：00まで)	市 民 ギ ャ ラ リ ー
陶 芸 と ダ ン ボ ー ル ア ー ト の 二 人 展		6月20日(水)～23日(日)	9：00～16：30 (23日は16：00まで)	市 民 ギ ャ ラ リ ー
第10回	油 絵 サ ー ク ル め だ か 展	6月20日(水)～23日(日)	9：00～16：30 (23日は16：00まで)	市 民 ギ ャ ラ リ ー
琴伝流 (きんでんりゅう) 大正琴第2回淡海琴佑会 (おうみきんゆうかい) 発表会		6月30日(日)	13：00～15：30	み ず ほ 文 化 セ ン タ ー

水 道 週 間 6 月 1 日 ～ 7 日

変わる世に 変わらぬ信頼 水道水

健康で文化的な市民生活を支える水道事業。皆さんに、水道について
の理解と関心を深めていただくため、6月1日(出)からの1週間を水道週間として、全国でさまざまな事業が展開されます。

浄水場の施設見学会

市では、次のとおり大藪浄水場の施設見学会を開きます。親子をはじめ、広く市民の皆さんのご来場をお待ちしています。

日 時 6月2日(日) ①10：00～ ②14：00～
(同じ内容で2回実施)



昨年の見学会のようす

場 所 大藪浄水場（八坂町）
内 容 施設見学、さまざまな展示のほか、参加者全員にプレゼントがあります。

申込期間 5月15日(水)～
申込・問い合わせ先 大藪浄水場 ☎22-3324、団水道部業務課 ☎22-1411（内線271）

???
相 談

相 談 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
都 市 景 観 相 談	5月29日(水) 9：00～12：00	団都市計画課（市役所2階）	都市景観アドバイザーが、景観形成に関する相談に応じます ※予約制ではありませんが、なるべく事前に連絡してください 団都市計画課 ☎22-1411（内線254）
法 律 相 談	6月3日(月) 13：00～15：00	福 祉 保 健 セ ン タ ー	予約制（受付は、5月20日(月)午前8：30から先着4人） 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821
	6月7日(金) 18：30～20：30	ひ こ ね 燦 ば れ す	電話による予約制（受付は、5月25日(出)午前8：30から先着3人） ひこね燦ばれす ☎26-7272
人 権 相 談	6月5日(水) 13：00～15：00	市 民 相 談 室 （市役所1階）	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 団人権政策課 ☎22-1411（内線373）
中 小 企 業 労 働 相 談	毎週月～金曜日 （祝日は除く） 9：00～15：45	湖東合同庁舎（旧・彦根興事務所）	労働に関するあらゆる相談や質問に、専門の相談員が応じます 〈秘密厳守〉 彦根中小企業労働相談所（團湖東地域振興局内） ☎23-2064
総 合 労 働 相 談	毎週月～金曜日 （祝日は除く） 9：00～17：00	彦 根 労 働 基 準 監 督 署 (南彦根駅西口・彦根地方合同庁舎1階)	労働者と事業主との間の紛争をはじめ、労働に関するあらゆる相談に応じます〈秘密厳守〉 彦根総合労働相談コーナー（彦根労働基準監督署内） ☎22-0654
ひとり親家庭よろず相談	毎 日 10：00～22：00	（ 電 話 に よ る 相 談 ）	母子家庭、父子家庭の生活や子育てについての悩みや相談に、専門の相談員が応じます のぞみ相談室 ☎21-1080
消 費 生 活 相 談	毎週月～金曜日 （祝日は除く） 8：30～17：15	団生活環境課（市役所1階）	悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、身近な消費生活や契約にかかわるトラブルに関する相談 団生活環境課 ☎22-1411（内線173）
犯罪被害者支援相談	毎週金曜日 13：00～17：00 毎週土曜日 10：00～17：00 (いずれも祝日は除く)	（ 電 話 に よ る 相 談 ）	経験豊富なボランティア相談員がカウンセリング、情報提供、他機関の紹介などを行い、犯罪の被害者やその家族の精神的被害の軽減や心のケアなどを支援します〈秘密厳守〉 ※必要に応じて面談のうえ心理相談、法律相談も行います おうみ犯罪被害者支援センター ☎077-514-1650〈FAX共用〉

行政相談をご利用ください ＊ 春季行政相談強調週間 5月20日(月)～同26日(日) ＊

毎日の暮らしの中で、国の仕事や道路公団、NTTといった特殊法人の業務などに苦情や意見、要望をお持ちの人はいらっしゃいませんか。

苦情や要望があっても、「役所の窓口へ行くのはおっくうだ」、「直接申し出にくい」、「多数の機関が関係していてどこに申し出たらいいのか分からない」…このようなときには、行政相談委員にご相談ください。

行政相談委員は、皆さんの苦情や意見、要望をお聞きし、その解決や実現の促進を図るとともに、これら寄せられた意見をその後の行政運営に生かす役割を担っています。つまり、行政相談委員は、私たちの暮らしをよりよくするための「苦情救済」と「公聴サービス」の担い手なのです。

相談は無料で、個人の秘密は守られます。定例の「行政

相談」（日時＝毎月第2月曜日の13：00～15：00、場所＝市役所1階の市民相談室）へお越しいただくか、行政相談委員に手紙や電話で相談することもできます。気軽にご利用ください。

彦根市の行政相談委員は、次の2人です。

瀧川市郎兵衛さん
〒521-1124 野良田町77-3 ☎43-3148

郡田きよ子さん
〒522-0041 平田町185-39 ☎23-1152

問 い 合 わ せ 先 団市民広聴室
☎22-1411（内線101）、FAX22-1398



万一の交通事故に備えて

● 交通災害共済 ●

加入手続きは金融機関窓口でできます

平成14年度の交通災害共済への加入手続きはお済みですか。まだ加入していない人は、ぜひお申し込みください。

掛け金 1人500円（年額）

共済期間 4月1日以後に加入する場合は、加入日の翌日から翌年3月31日まで

申込窓口

▼金融機関（滋賀銀行、びわこ銀行、彦根信用金庫、東びわこ農業協同組合）

※いずれも全店舗で取り扱いますが、口座引き落としによる納付はできません。

▼団生活環境課、支所・各出張所

申込書は各世帯に郵送していますが、紛失された場合は団生活環境課（市役所1階②番窓口）で再発行します。気軽に申し出てください。

見舞金の請求は事故の日から1年以内に

万一、交通事故にあわれたら、事故の日から1年以内に災害見舞金の請求をしてください。この期間を過ぎると、見舞金が減額されたり、支給されないことがあります。ご注意ください。

問い合わせ先 団生活環境課 ☎22-1411 番内線130番、FAX ☎270395番



個別予防接種のお知らせ

市健康管理課
(平田町・福祉保健センター1階)
☎24-0816
FAX24-5870



市では、下記の予防接種を、医療機関に委託して個別予防接種として実施しています。
赤ちゃんが生後3か月になられるとき、予防接種の「説明書・予診票つづり」を郵送しています。予防接種制度についてじゅうぶんにご理解いただき、安全に接種が受けられるよう注意事項などをよく読んで、子どもの体調のよいときに受けるようにしてください。



予防接種の種類 下の表のとおり
対 象 彦根市に住民登録、外国人登録のある児
実施方法 予約制です。下の指定医療機関に、あらかじめ予約してからお出かけください。

個別予防接種の種類など

予 防 接 種 名	対 象 者	方 法 (いずれも年間を通して実施)	接 種 費 用
麻 し ん <は し か>	生後12か月以上90か月未満児	1 回接種	無 料
風 し ん <三日はしか>	生後12か月以上90か月未満児	1 回接種 (原則として麻しん接種後)	
3 種 混 合 <ジフテリア・百日せき・破傷風>	生後3か月以上90か月未満児	1 期初回：3～8 週間の間隔で3 回接種 1 期追加：1 期初回の3 回目接種日から1 年後、1 回接種	
2 種 混 合 <ジフテリア・破傷風>	生後3か月以上90か月未満児で、百日せきにかかった児等	1 期初回：3～8 週間の間隔で2 回接種 1 期追加：1 期初回の2 回目接種日から1 年後、1 回接種	

個別予防接種指定医療機関一覧

(4月1日現在)

医 療 機 関 名	所 在 地 電 話 番 号	実施する予防接種				医 療 機 関 名	所 在 地 電 話 番 号	実施する予防接種			
		麻しん	風しん	3種混合	2種混合			麻しん	風しん	3種混合	2種混合
岡 田 医 院	橋向町44 ☎22-1505	○	○	—	—	成 美 医 院	賀田山町240-2 ☎28-1323	○	—	—	—
奥 野 小 児 科 医 院	本町二丁目2-11 ☎22-0634	○	○	○	—	西 川 医 院	鳥居本町1732 ☎22-3887	○	—	—	—
きたむら内科医院	長曽根南町448-25 ☎22-9617	○	○	—	—	橋 本 医 院	上西川町385 ☎43-2207	○	○	○	—
橘 じ 地 医 院	栄町二丁目6-47 ☎23-2057	○	○	○	○	ひまわり診療所	平田町230-10 ☎27-2473	○	○	○	○
小 林 医 院	京町二丁目7-38 ☎22-0247	○	○	○	○	ふ じ せ き 医 院	高宮町2037 ☎23-2233	○	○	○	○
小 森 医 院	旭町2-18 ☎22-2714	○	○	○	○	松 本 医 院	日夏町3662 ☎28-0633	○	○	—	—
曾 我 医 院	清崎町878 ☎28-2925	○	—	—	—	宮 下 内 科 医 院	芹橋二丁目9-56 ☎22-0383	○	—	○	—
高 崎 医 院	西葛籠町164 ☎28-0210	○	○	○	○	安 瀬 内 科 診 療 所	高宮町2290 ☎22-0954	○	○	○	—
高 村 外 科	中央町3-10 ☎22-0650	○	○	○	—	山 下 医 院	後三条町649 ☎24-5290	○	—	—	—
高山内科循環器科	日夏町2680-35 ☎28-7007	○	○	○	—	横 野 医 院	大町2035-4 ☎24-1515	○	○	—	—
田 口 診 療 所	彦富町905-3 ☎43-6600	○	○	○	○	彦 根 中 央 病 院	西今町421 ☎23-1211	○	○	○	○
田 中 医 院	城町二丁目2-6 ☎22-1354	○	○	○	—	友 仁 山 崎 病 院	竹ヶ鼻町80 ☎23-1800	○	○	○	○
堤 医 院	原町850-214 ☎24-0533	○	○	○	—	彦 根 市 立 病 院	本町二丁目1-45 ☎22-6050	○	○	○	○
徳 田 医 院	出路町218-1 ☎43-7001	○	○	○	—						

(○印が実施する予防接種)



動く図書館

たちはな号

巡回日程【6月前半】 市立図書館 ☎22-0649

日・曜日	駐 車 場	時 間
4日(火)	宮田町山神社 協 鳥 本 支 島 居 本 店 小 野 こ ま 会 野 本 根 団 地 会 館	11:00 13:20 14:10 15:00
	太 平 団 地 中 央 東 山 団 地 中 央 湖 上 平 団 地 中 央	13:20 14:10 15:00
	葛 籠 町 公 民 館 高 宮 地 域 文 化 セ ン タ B S ア パ ー ト 2 号 棟	13:30 14:20 15:10
	清 瀬 馬 場 町 農 協 観 光 前 河 瀬 地 区 公 民 館	13:20 14:10 15:00
11日(火)	多 景 保 育 園 横 町 長 曾 根 団 地 中 央 部	13:20 14:10 15:00
	檜 公 民 館 昭 和 ア ル ミ 茂 賀 ハ イ 広 野 会 館	13:30 14:20 15:10
13日(木)	鳥 居 本 地 区 公 民 館 小泉町百貨卸センター駐車場(東側)	11:00 13:20 14:10 15:00
	東 沼 波 町 秋 葉 神 社 旭 森 地 区 公 民 館	13:20 14:10 15:00
	農 協 福 満 種 子 セ ン タ 滋 賀 観 光 バ ス 彦 根 営 業 所	13:20 14:10 15:00
	オ ー ミ 緑 化 造 園	13:20 14:10 15:00

※駐車場での駐車時間は、30～40分間です。

図書館休館日	3日(月)、10日(月)
6 月 前 半	

図書館やたちはな号の利用は無料です。

こちら健康情報局



No. 11

効果的な分煙方法

市健康管理課 保健師 高橋清子

◆5月31日は「世界禁煙デー」

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう、世界保健機関(WHO)の加盟国がさまざまな対策を行う日です。たばこは、私たちの身体のさまざまな部位に深刻な悪影響を及ぼします。喫煙者の健康を考えての禁煙はもちろん、たばこを吸わない人の受動喫煙を防ぐため、家庭や職場などでの禁煙・分煙の徹底が求められています。

◆効果的な分煙を心がけましょう

「禁煙したいけど、なかなか難しくて…」とか、「禁煙はできないけれど、家族や同僚に迷惑にならないよう気をつけている」という声をよく耳にするようになりました。

今日では、公共施設や職場、家庭などで喫煙場所を制限するなど「分煙

により、たばこを吸わない人からたばこの煙を遠ざける工夫がされています。こうした分煙が「気休め」になっていないか、点検してみましょう。

○空気清浄機を使う場合

一般的に家庭用空気清浄機の場合、機械から40cmぐらいまでの範囲の煙に機能を発揮します。これ以上離れた煙に対する清浄効果は、あまり期待できません。しかも、空気清浄機のフィルターで処理できるのは煙の中のタールやニコチン類だけで、一酸化炭素という有害物質は処理できません。空気清浄機だけに頼らず、室内の換気にも注意しましょう。

○換気扇の下で喫煙する場合

換気扇のついていない部屋のドアや窓は、閉まった状態で使用するほうが、換気効果は上がります。換気扇のついていない部屋のドアや窓を開け切ることができない場合は、長めののれんなどをつけましょう。これだけでも、換気効果はアップします。

分煙は、煙をきちんと遮断することが大切です。もちろん、たばこの煙を遠ざけるには、禁煙が最良の方法ですが、まずは身近にできる分煙から取り組んでみてはいかがでしょうか。

▼来月のテーマは「C型肝炎・B型肝炎」

し尿収集予定日 6月前半

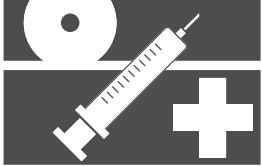
彦根市事業公社 ☎23-4135

※4月から、一部の区域で収集順を変更しています。収集予定日が3月までと大幅に異なる場合もありますので、この表で確認くださるようお願いします。

※臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)

※収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。

3日(月)	芹、松原一丁目、松原二丁目、松原(四ツ川)、安清、幸、野田山、正法寺、地藏、平田(大沢)、西今(松田団地)
4日(火)	松原一丁目、松原二丁目、安清、外、野田山、正法寺、地藏、平田(大沢)、西今(松田団地)
5日(水)	原(原町西団地)、西沼波(東部)、和田、外、里根、戸賀、小泉、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目
6日(木)	山之脇、芹川、幸、大藪、馬場一丁目、馬場二丁目、長曽根、中央(第1・4部)、銀座、芹橋一丁目(河原二丁目の一部を含む)、芹橋二丁目
7日(金)	幸、開出今蔵の町団地、八坂東団地、三津、芹川、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、池州、中藪一丁目、中藪二丁目、中藪、西今(松田団地を除く)、開出今団地(第3部)、八坂北
10日(月)	開出今蔵の町団地、八坂東団地、後三条(下)、長曽根南、平田(大沢を除く)、西今(松田団地を除く)、宇尾、三津屋、海瀬、肥田(西肥田)
11日(火)	開出今団地(第1部)、後三条(下)、中央(第2・3部)、立花、金亀、尾末、平田(大沢を除く)、西今(松田団地を除く)、宇尾、三津屋、肥田(西肥田)
12日(水)	後三条(下)、佐和、大東、旭、船、立花、京町三丁目、平田(大沢を除く)、西今(松田団地を除く)、宇尾、野瀬、須越、肥田(西肥田)
13日(木)	佐和、立花、後三条(上)、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、錦(第1部)、橋向、野瀬、開出今、須越、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、田附、新海、金沢(金沢団地)
14日(金)	新、大橋、芹中、後三条(上)、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、開出今、竹ヶ鼻、須越、南三ツ谷、甲崎、上岡部、下岡部、柳川、上西川、下西川、金沢(林、中下)



健康管理だより

市健康管理課

(平田町・福祉保健センター1階)

☎24-0816

FAX24-5870

市健康管理課の
マスコットキャラクター

“けんかんくん”



けんこう相談

●保健師による相談

(9:30～11:00)

6月 4日(火) 老人福祉センター

6月 7日(金) 福祉保健センター

※痴呆相談〈予約制〉

6月11日(火) ハビネスひこね(馬場一丁目)

6月14日(金) 福祉保健センター

6月21日(金) 福祉保健センター

6月25日(火) 広野会館

6月26日(水) 稲枝地区公民館

※上記の日程以外にも、市健康管理課では
電話での相談を随時行っています。

●栄養士による相談

☆治療中の病気のある人は、主治医の許可が必要です。

(9:00～11:50)〈予約制〉

6月10日(月) 福祉保健センター

●歯科衛生士による相談

(9:30～11:30)〈予約制〉

6月27日(水) 福祉保健センター

ハローベビー教室

●第1コース(助産師を囲んで)

日 時 6月 6日(木)13:30～15:30
(受付は13:20～)

場 所 福祉保健センター

対 象 妊娠16週以降の妊婦

持 ち 物 母子健康手帳

●第2コース(歯科健診と歯みがき教室)

日 時 6月27日(水)13:30～15:30
(受付は13:20～)

場 所 福祉保健センター

対 象 妊娠16週以降の妊婦

持 ち 物 歯ブラシ、コップ、母子健康手帳

献 血

一 成 分 献 血一

日 時 6月14日(金)
10:00、11:00、13:00、
14:00、15:00
(各4人ずつ、計20人)

場 所 福祉保健センター

※予約制です。6月4日(火)までに市健康管理
課へ申し込んでください。

10か月に になりました



近藤朝水ちゃん
(八坂町)



門田来斗ちゃん
(後三条町)



平西美穂ちゃん
(高宮町)

6月の乳幼児健康診査

場 所 福祉保健センター

健 診 名	実施日	対 象	受付時間
4 か 月 児	11日(火) 18日(火)	平成14年 2月生	13:00 ～ 14:00
10 か 月 児	12日(水) 19日(水)	平成13年 8月 1日～14日生 8月15日～31日生	
1歳6か月児	14日(金) 21日(金)	平成12年12月 1日～16日生 12月17日～31日生	
2歳6か月児	13日(木) 20日(木)	平成11年12月 1日～17日生 12月18日～31日生	
3歳6か月児	10日(月) 17日(月)	平成10年12月 1日～13日生 12月14日～31日生	

場 所 南老人福祉センター(稲枝支所の北隣・田原町)

4 か 月 児	26日(水)	平成14年 2月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30～ 14:00
10 か 月 児	26日(水)	平成13年 8月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30～ 14:00

※4か月児健診以外、個人通知はありません。
※10か月児以上の健診は、「すくすく手帳」で健診内容・持ち物を確認してください。

※2歳6か月児健診には、**歯ブラシとコップ**が必要です。



※3歳6か月児健診では、視力検査、検尿があります。朝一番の尿をきれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

犬の登録・ 狂犬病予防注射は お済みですか



4月8日から市内
各地で実施してき
ました「犬の登録と狂
犬病予防注射」、あ
なたの愛犬は受けま
したか。

今年の最終日である5月24日(金)
は、次の会場で実施します。
9:30～11:30 福祉保健センター
13:30～14:30 稲枝支所
15:30～16:30 グリーンピアひこね

狂犬病予防注射は、飼い主の義務です。

まだ受けさせておらず、5月24
日にも受けさせられない場合は、必
ずかかりつけの獣医師で注射を受け
させるようお願いします。

問い合わせ先

市健康管理課☎24-0816

市民健康診査

(基本健康診査・結核健康診断・肺がん検診)

内 容 血圧測定、尿検査、血液検査、
内科診察、胸部レントゲン検査など
対 象 昭和7年(1932)4月2日～同
59年(1984)4月1日生まれの人
※ただし、結核健康診断は15歳以
上、肺がん検診は40歳以上の人

日 程

実施日	場 所	受付区分
5月27日(月)	亀 山 出 張 所	午後
5月29日(水)	グリーンピアひこね	午前・午後
6月 4日(火)	佐 和 山 会 館	午前・午後
6月 5日(水)	ハビネスひこね(馬場一丁目)	午前・午後
6月10日(月)	東 沼 波 会 館	午前・午後
6月11日(火)	旭森地区公民館	午前・午後
6月12日(水)	旭森地区公民館	午前・午後

受付時間 午前…… 9:30～11:00

午後……13:00～14:30

※4月1日現在で70歳以上の方は、市内
医療機関で受ける健診があります(7月
10日から実施)が、胸部レントゲン検
査はありませんので、この機会に受診
してください。

※受診票は個人あてに郵送します。受診票が届かない場
合は、直接会場へお越しください。

※血液検査がありますので、午前中に受けられる場合は
朝食を、午後受けられる場合は朝食をとらずにお越し
ください。

※今年度から5年計画で、B型肝炎ウイルス・C型肝炎
ウイルス検査を実施します。

今年度の対象者

- ①4月1日現在で39歳、44歳、49歳、54歳、59歳、
64歳、69歳の人
- ②40歳以上で、次のいずれかに当てはまる人
 - 肝臓病や肝機能が悪いと言われたことのある人
 - 大きな手術を受けたり、妊娠・分娩時に多量に出血した
ことのある人で、定期的に肝機能検査を受けていない人

※胸部レントゲン検査を除き、料金(600円～2,800円)
が必要ですので、小銭をご用意ください。
(おつりのいらないようご協力をお願いします。)

※受診直前の尿(10ccぐらい)をお持ちください。

※健康手帳のある人はお持ちください。

※主治医を持たず、寝たきりで受診できない人、および
家族の介護が常時必要で受診できない人には、医師に
よる訪問健康診査があります。詳しくは市健康管理課
に問い合わせてください。

C型肝炎検査

C型肝炎ウイルスの感染者は、自分が感染
していることを自覚していない人が多いのが
現状です。

感染していても、症状がない場合が多くあ
りますが、一部の人は将来肝硬変や肝がんな
どの肝臓疾患へ進行するといわれています。

感染の早期発見により、適切な治療や病状
の進行防止を図るため、抗C型肝炎ウイルス
(HCV)抗体検査を実施します。

日 時 毎月第1・第3水曜日
13:00～13:30〈予約制〉

場 所 彦根保健所

検 査 料 2,735円

申込・問い合わせ先

彦根保健所☎21-0283

がん検診

子宮がん・乳がんセット

どちらか一方だけの検診も受けられます

日時(定員)・場所

6月 4日(火) 13:30～14:30(50人)

福祉保健センター

6月 6日(木) 13:30～14:30(50人)

福祉保健センター

6月13日(水) 13:30～14:30(50人)

稲枝地区公民館

6月26日(水) 9:30～10:30(50人)

福祉保健センター

6月27日(木) 13:30～14:30(50人)

福祉保健センター

対 象 30歳以上の女性

(予約制。先着順に受け付け、定員
になりしだい締め切ります。)

検 診 料 子宮がん検診……700円

乳 がん 検 診……300円

予約受付 5月15日(水)から

※子宮がん・乳がん検診は、市内の医療機関でも実施し
ています。検診料(子宮がん:1,400円、乳がん:
800円)を持って、市健康管理課、市市民課、支所・
各出張所へお越しください。

※子宮がん検診は、生理中、生理の前後2～3日は避けて
ください。

※乳がん検診は、生理中、生理の前1週間は避けるほう
が望ましい。(触診でわかりにくいことがあるため)

がん検診および市民健康診査について、次の人は検診料が無料になります。

(ア) **老人保健法** 医療受給者証のある人(有効期日にご注意ください) ➡ 検診当日に

お持ちください。

(イ) 生活保護法による被保護世帯の人 } ➡ 必ず事前に市健康管理課に連絡してください。

(ウ) 市民税非課税世帯の人

ご存じですか

児童手当

児童手当は、小学校に入学す
るまで(6歳になった後最初の
3月31日まで)の子どもを育て
ている人で、前年の所得が一定
額未満の場合に受けることがで
きます。

前年の所得に変動があったこ
となどにより、新たに児童手当
を受けることができると思われ
る人は、至急申請してください。
なお、児童と別居している人
は養育者の居住している市町村
で、公務員の人は職場で、それ
ぞれ申請してください。

また、現在児童手当を受けて
いる人には、6月3日以降に現
況届の用紙を送ります。必要事
項を記入して、6月28日(金)まで
に提出してください。

扶養親族数別所得制限限度額

扶養親族数	国民年金 加入者	厚生年金 等加入者
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

☎ ②1411番内線140番へ
詳しいことは、市保険年金課

※老人扶養親族がある場合は、1人
につき6万円を加算します。
※養育者の所得から、一律8万円を
差し引いて(控除して)この表に
当てはめてください。
※医療費なども所得から控除するこ
とができる場合があります。

農業委員会委員 一般選挙

任期満了による彦根市農業委員会
委員一般選挙が、次のとおり行われ
ます。

告 示 日 6月16日(日)
投 票 日 6月23日(日)
立候補届出締切日 6月16日(日)
選挙すべき委員定数 30人

※なお、立候補予定者説明会を
次のとおり行います。関係者
は出席してください。

日 時 5月30日(木)
13:30～
場 所 南地区公民館(甘呂町)

問い合わせ先
選挙管理委員会事務局
☎22-1411(内線462)



彦根市教育委員会は、3月27日に江国
寺(本町二丁目)の「木造聖観音坐像」
(写真を市指定文化財に指定しました。
この像は、高さ39・2cmと小さな像な
がらもボリューム感豊かな、均衡のとれ

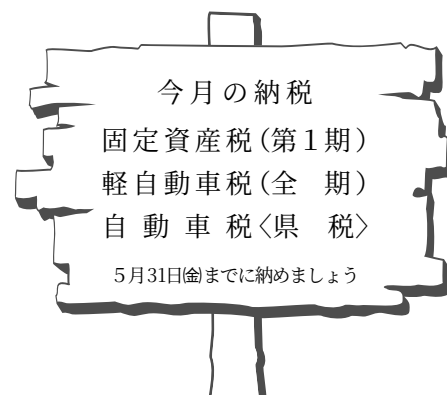
市指定文化財に 木造聖観音坐像

た安定感のある聖観音(註)像で、10世紀
末から11世紀初頭に作られたものと考え
られます。

この像がいつ江国寺に伝わったのかは
不明ですが、造仏が盛んになる11世紀半
ば以前に作られた仏像
は作例が少なく、たい
へん貴重なものです。

註 聖観音…すべての観
音菩薩の基本で、慈悲
の心で人々の悩みと苦
しみを救う菩薩とされ
ています。

問い合わせ先 市教育
委員会文化財課(註)
5833番、FAX
(註)5899番



今月の納税

固定資産税(第1期)
軽自動車税(全 期)
自動車税(県 税)

5月31日(金)までに納めましょう



申告期限は
5月31日(金)です

特別土地保有税
(保有分)

本年1月1日現在で、彦根市
内に所有する土地の合計面積が
5,000㎡以上ある場合(取得
後10年を経過したものは除く)
は、特別土地保有税の申告が義
務づけられています。5月31日
(金)までに、市税務課(市役所2階
で申告してください。
申告についての詳しいこと
は、同課(註)1411番内線
207番へ。



彦根城博物館を背にした久保田さん

表紙では、「住みたい 住み続けたいま
ち」彦根の表情を写真で紹介しています。
写真をお持ちでない場合は、市情報政策
課広報係で撮影します。☎22-1411(内
線431)へ気軽に連絡してください。

表紙のことば

久保田 幸男(ゆきお)さん(彦根市)

彦根城の表門橋は、今年の1月31
日から解体修理工事が行われていて
通れません。その代わりに、かつて
裏門があったところに仮橋が架けら
れています。

裏門は、表御殿の勝手口のような
ものでしょうか。お城や博物館を訪
れる人は、表紙写真の道を通って
いただくようになっていきます。博物館
の屋根を眺めながら樹々の下を通る
道は、思いのほか好評のようです。
私は、訪れた人たちが迷わないよ
う案内しています。道のあちこち
にはいろいろな種類の樹木が植えられ
ていて、興味を持つ人もたくさんお
られます。そうした人に樹の名前を
教えてさしあげるのも、楽しい仕事
です。再来年の春までという限られ
た期間ですが、多くの人に通っても
らいたいものです。